

## 業務規程の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	第 176 条の 8 第 3 項	<p>業務規程第 176 条の 8 第 3 項において「前 2 項に規定する災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額は、原則として 5 年ごとに見直す。ただし、大幅な積立不足が生じる場合など、見直しを行う必要が生じた場合には、この限りではない。」と定められている。</p> <p>この「大幅な積立不足が生じる場合などを行う災害等扶助拠出金の総額の見直し」とは、災害等復旧費用の相互扶助制度による交付金の交付対象となる災害の規模や頻度等を踏まえ、将来の安定的な制度運用のために災害等扶助拠出金の総額を見直すために行われるものであり、見直し時点において過去の災害に起因した拠出金の不足額を精算するものではないという理解でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>業務規程 176 条の 8 第 3 項に基づき行われる「総額の見直し」が過去の災害に起因して発生した拠出金の不足額を精算するというものであれば、各一般送配電事業者において、既発生費用として不足分の債務認識が必要となる可能性がある。債務認識の要否を判断するため、「総額の見直し」が過去の災害に起因した拠出金の不足額を精算するものではなく、過去の交付実績を踏まえて適切な災害等扶助拠出金総額の見直しを行うものであることを確認したい。</p>	<p>業務規程 176 条の 8 第 3 項の規定に基づき行う「災害等扶助拠出金の総額等の見直し」は、ご認識のとおり、過去の交付申請状況等を踏まえて、将来の安定的な制度運用のために、適切な災害等扶助拠出金総額や積立基準額の見直しを行うものです。</p> <p>大幅な積立不足が生じる場合などに行う見直しについても、考え方に相違はなく、拠出金の不足額を精算するものではございません。</p>
2	第 176 条の 14 第 2 項	<p>業務規程第 176 条の 14 第 2 項において、「ある事業年度において交付する災害等扶助交付金の金額が災害等扶助拠出金の積立残高を超える場合」とあるが、このような場合においても、定款第 56 条の 3 第 1 項において、「本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、毎年度、(中略) 拠出金 (以下「災害等扶助拠出金」という。) を求めることができる。」と規定されていることから、各一般送配電事業者は年度ごとに求められた拠出金についてのみ納付義務を負うという理解でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>このような場合においても、翌事業年度に交付される災害等扶助交付金について一般送配電事業者が債務認識する性格のものではないことを判断するために確認したい。</p>	<p>上記 1 のご理解の上でのご質問と理解しますが、その場合、ある事業年度において交付する災害等扶助交付金の金額が災害等扶助拠出金の積立残高を超える場合においても、各一般送配電事業者におかれましては、毎年度、弊機関より求められた拠出金について納付の義務を負うとの理解で問題ございません。</p>